証券コード　2345
平成28年１月６日

株　主　各　位

東京都中央区築地一丁目13番14号
株式会社システム・テクノロジー・アイ
代表取締役社長　松　岡　秀　紀

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますよう、ご通知かたがたお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年1月20日（水曜日）午後６時までに到着するようにご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年1月21日（木曜日）午前11時00分
（受付開始　午前10時30分）
※開始時間を例年より１時間ほど繰り下げておりますのでご注意ください。

2. **場　　所**　東京都中央区銀座二丁目１５番６号
銀座ブロッサム中央会館　ローズ
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. **目的事項**
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類の内容に修正すべき事項が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（http://www.systech-i.co.jp/）において掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１.変更の理由

(1)　当社は、「人と学びを創造し社会に貢献するリーディングカンパニー」をビジョンに掲げ、平成10年８月に最初のeラーニングスキルアップ支援ツールを発売開始いたしました。多くの人の学びのお役に立ちたいとの願いを込め製品のブランド名を「iStudy」と名付けました。
その後、数多くのお客様のご支援をいただき「iStudy」シリーズは、平成26年８月に発売開始から15周年を迎えました。当社のブランド名である「iStudy（アイスタディ）」を商号とすることにより、当社及び当社サービスの更なる認知度向上と浸透を図り、今後の事業の発展、拡大に努めてまいります。

(2)　当社の親会社、主要株主である筆頭株主が株式会社ブイキューブに異動したことに伴い、同社のグループ会社と事業拠点を同一にし、当グループにおけるシナジー効果の拡大を図るため、本店所在地の変更を行うものであります。

(3)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。当社は、取締役会の監査機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行するものであります。そのために必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(4)　取締役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また社内外を問わず広く適切な人材を確保できるよう、取締役の責任を会社法で定める範囲内において免除できる旨の規定、並びに当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、この第23条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(5)　機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議で行うことができるよう第30条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、それに伴う所要の変更を行うものであります。

(6)　その他、条文の加徐に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、第１条及び第３条を除き、本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章 総則	第１章 総則
（商号） 第１条　当会社は、株式会社システム・テクノロジー・アイと称し、英文では System Technology-i Co., Ltd. と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、アイスタディ株式会社と称し、英文では iStudy Co., Ltd. と表示する。
第２条　条文省略	第２条　現行どおり
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。
（機関の設置） 第４条　当会社は、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く。	（機関の設置） 第４条　当会社は、取締役会、監査等委員会、会計監査人を置く。
第５条　条文省略	第５条　現行どおり
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第９条　条文省略	第６条～第９条　現行どおり
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第10条～第15条　条文省略	第10条～第15条　現行どおり
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員　数） 第16条　当会社に取締役７名以内を置く。	（員　数） 第16条　当会社に取締役（監査等委員である者を除く。）７名以内を置く。 ②　当会社に監査等委員である取締役５名以内を置く。
（新設）	（選　任） 第17条　取締役の選任は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（選　任） 第17条　取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
②　条文省略	②　（現行どおり）

現行定款	変更案
（任　期） 第18条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（任　期） 第18条　取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第19条　取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第19条　取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。
②　条文省略	②　現行どおり
（取締役会） 第20条　条文省略	（取締役会） 第20条　現行どおり
②　取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	②　取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
③　取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。	③　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	④ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
（新設）	第21条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
（取締役の報酬等） 第21条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第22条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（新設）	（取締役の責任免除） 第23条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
（新設）	② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
（新設）	（取締役会規程） 第24条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
第５章　監査役及び監査役会	第５章 監査等委員会
（員　数） 第22条　当会社に監査役５名以内を置く。	（削除）
（選　任） 第23条　監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）

現行定款	変更案
（任　期） 第24条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	（削除）
（監査役の報酬等） 第25条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（常勤の監査役） 第26条　常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第27条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第25条 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（監査役会規程） 第28条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役規程による。	（監査等委員会規程） 第26条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第29条～第30条　条文省略	第27条～第28条　現行どおり
第7章　計　　算	第7章　計　　算
第31条　条文省略	第29条　現行どおり

現行定款	変更案
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第30条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（剰余金の配当） 第32条　株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ②　前項のほか、取締役会の決議により、毎年９月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	（剰余金の配当の基準日） 第31条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。
（新設）	③ 前２項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（自己の株式の取得） 第33条　条文省略	（自己の株式の取得） 第32条　現行どおり
（配当金等の除斥期間） 第34条　期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。	（配当金等の除斥期間） 第33条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
（新設）	附　則 第１条　第１条及び第３条の変更は、平成28年４月１日に効力を生じる。 第２条　附則第１条及び本条は、前条の実施期日をもってこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
1	舩岡弘忠（ふなおかひろただ） （昭和20年８月６日生）	昭和44年４月　日本アイ・ビー・エム㈱入社 平成13年６月　㈱シーアイエス代表取締役社長 平成18年４月　サプライバンク㈱代表取締役社長 平成20年10月　JBCCホールディングス㈱顧問 平成21年６月　当社監査役就任（現任）	―	なし
2	間下浩之（ましたひろゆき） （昭和26年９月19日生）	昭和49年４月　日本アイ・ビー・エム㈱入社 平成14年10月　デルコンピュータ㈱公共営業本部長就任 平成16年８月　アクセンチュア㈱ヘルスケア・ビジネスディレクター就任 平成17年１月　ダイヤモンド・コンピューター・サービス㈱CIO就任 平成20年10月　富士ソフト㈱営業本部副本部長兼クラウドユニット長就任 平成22年８月　㈱ブイキューブ執行役員就任（現任） 平成26年５月　パイオニアVC㈱代表取締役副社長就任（現任）	―	なし

（注）各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査役全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
1	廣田大介（ひろただいすけ） （昭和33年４月15日生）	昭和58年９月　公認会計士海東時男会計事務所入所 昭和61年７月　廣田税務会計事務所開設（現任） 平成９年６月　当社監査役 平成12年４月　当社取締役（現任）	10,000株	なし (注)2,4、5、6
2	加藤正彦（かとうまさひこ） （昭和20年６月１日生）	昭和43年４月　日本ユニバック㈱入社 平成元年７月　㈱アルゴ21入社 平成７年６月　同社取締役プロダクト事業部長 平成11年４月　取締役プロダクトサービス事業部長 平成14年９月　㈱アルゴエデュケーションサービス代表取締役社長就任 平成18年６月　ＩＴ人材育成事業者協議会（現一般社団法人ＩＴ人材育成協会）会長就任（現任） 平成19年６月　㈱アルゴエデュケーションサービス顧問就任 平成21年４月　当社顧問就任 平成25年６月　当社取締役（現任）	―	なし (注) 3、4、5、6
3	大川成儀（おおかわなりよし） （昭和35年１月15日生）	昭和57年４月　パイオニア㈱入社 平成20年10月　㈱ブイキューブ入社 平成21年３月　同社執行役員CFO就任 平成26年３月　同社取締役CFO就任（現任） 平成26年５月　パイオニアVC㈱取締役就任（現任） 平成27年10月　Wizlearn Technologies Pte. Ltd.Director就任（現任）	―	なし (注) 6

（注）１　各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

２　廣田大介氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって15年９カ月となり、当社監査役としての就任期間を通算すると18年７カ月となります。

３　加藤正彦氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって２年７カ月となります。

４　廣田大介氏及び加藤正彦氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は廣田大介氏及び加藤正彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5　社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性について

(1)社外取締役候補者の選任理由及び独立性について

①廣田大介氏につきましては、税理士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。加藤正彦氏につきましては、会社経営者とのしての知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

②廣田大介氏及び加藤正彦氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また、過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。

③廣田大介氏及び加藤正彦氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

④廣田大介氏及び加藤正彦氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

⑤廣田大介氏及び加藤正彦氏は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(2)社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について

①廣田大介氏は、税理士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われない客観的視点で独立性をもって経営の、特に財務面における監視を遂行するに適任であります。また、既に当社監査役及び当社取締役に就任した期間において、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。

②加藤正彦氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており経営全般の監視と有効な助言を期待し、当社の経営に反映していただくためであります。同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

(3)在任中に不当な業務執行が行われた事実及びその事実の発生防止及び発生後の対応について

該当事実はありません。

6　第１号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、当社は、廣田大介氏、加藤正彦氏及び大川成儀氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限定額となります。

第4号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成12年９月20日開催の第4回定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額120,000千円と決議いただき、今日に至っております。第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額を年額120,000千円以内とすること、および各取締役に対する具体的額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきお諮りするものです。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

当社の現在の取締役は５名でありますが、第1号議案「定款一部変更の件」および第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件」が原案どおり承認されますと、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は２名となります。

本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第5号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額40,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきお諮りするものです。

第１号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役の員数は、３名となります。

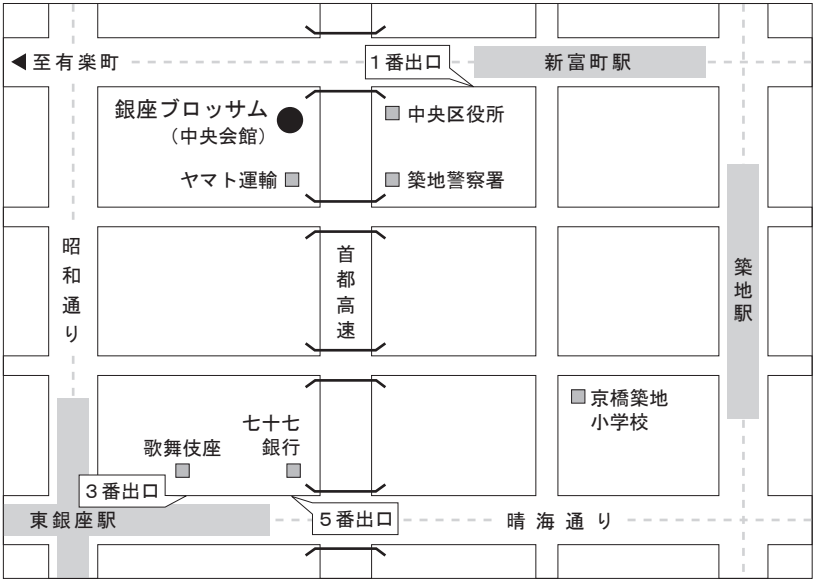
本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

［会　　場］：銀座ブロッサム中央会館　ローズ

東京都中央区銀座二丁目１５番６号
電話　(03)3542-8585



［交　　通］
東京メトロ　有楽町線　新富町駅1番出口より徒歩1分
　　日比谷線　東銀座駅3・5番出口より徒歩8分
都営地下鉄浅草線　東銀座駅3・5番出口より徒歩8分

［お願い］
駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。